

議案第106号

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部改正について

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年12月22日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、一般職の職員の給与改正を受けて北名古屋市議会の議員に対して支給する期末手当の額を改定するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例

第1条 北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成18年北名古屋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条による改正）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、北名古屋市職員の給与に関する条例（平成18年北名古屋市条例第49号）第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、北名古屋市職員の給与に関する条例（平成18年北名古屋市条例第49号）第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条による改正）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、北名古屋市職員の給与に関する条例（平成18年北名古屋市条例第49号）第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあっては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、北名古屋市職員の給与に関する条例（平成18年北名古屋市条例第49号）第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>